

大分県報

令和五年
第四五五号
十月二十四日

（火曜日）

目次

告示

保安林の指定の解除……………一

指定予定保安林（二件）……………一

解除予定保安林（三件）……………二

中津都市計画道路の変更……………二

訓令

大分県政策企画委員会設置規程の一部改正……………三

公告

落札者等の公示……………三

○告示

大分県告示第四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和五年十月二十四日

大分県知事

佐

藤

樹

一郎

一 解除に係る保安林の所在場所

玖珠郡玖珠町大字古後字柚ノ木七番四二から七番四七まで、七番五四から七番五八まで、

七番六三から七番六八まで

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

令和五年十月二十四日

大分県告示第四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年十月二十四日

大分県知事

佐

藤

樹

一郎

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字大肥字影ノ木七九〇番・七九一番・七九四番・七九五番・八二四番一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、七八〇番から七八四番まで、七八六番、七九六番から八〇四番まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一） 次の森林については、主伐は択伐による。

字影ノ木七八一番から七八四番まで・七九六番から八〇〇番まで・八〇二番・八二四番一（以上四番一（以上十一筆について、次の図に示す部分に限る。）

（二） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三） 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年十月二十四日

大分県知事

佐

藤

樹

一郎

一 保安林予定森林の所在場所

大分県報（告示）

一

玖珠郡玖珠町大字四日市字金山二〇九五番（次の図に示す部分に限る。）
 二 指定の目的
 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和五年十月二十四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 解除予定保安林の所在場所

日田市中津江村合瀬字渡神一二六五番八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和五年十月二十四日

一 解除予定保安林の所在場所

日田市中津江村合瀬字長谷一二八四番二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和五年十月二十四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 解除予定保安林の所在場所

由布市湯布院町川西字ユム田一二五一番三〇

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

大分県告示第四百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり中津都市計画道路を変更した。

令和五年十月二十四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 都市計画の種類

中津都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項

位 置

名称	三・四・四号 外馬場錆矢堂線	起 点	中津市字外馬場	終 点	中津市大字下池永字 一丁目	変更の概要	延長の増 終点の変更
----	-------------------	-----	---------	-----	------------------	-------	---------------

(区域は、別図のとおり)
三 縦覧場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
中津市豊田町十四番地三 中津市建設部まちづくり推進課
(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

訓 令 甲

大分県訓令甲第十四号

本 庁
大分県政策企画委員会設置規程(平成二十一年大分県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

令和五年十月二十四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第二条第二号中「県政推進指針」を「県政重点方針」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和五年十月二十四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 落札に係る役務の名称及び数量

中部地区C清掃業務委託

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

- 三 大分市大手町三丁目一番一号
落札者を決定した日
令和五年八月十七日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社グローバルステージ 九州支店 支店長 森 田 建 仁
福岡県福岡市中央区天神四丁目一番十七号
- 五 落札金額
百二万九千九百円(委託料の月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日
令和五年七月七日

令和五年十月二十四日

大分県報(告示・訓令甲・公告)